

# 「自転車乗車用ヘルメット」寄贈式を開催!



生徒たちの安全安心な  
未来のために

鈴木 千葉県自転車軽自動車商協同組合理事長(写真右)より富塚教育長へ(写真左)ヘルメットを寄贈。

令和5年4月1日の改正道路交通法の施行に伴い、全ての自転車利用者に対して「自転車乗車用ヘルメット」の着用が努力義務となったことを受け、県教育委員会では、県立高等学校の生徒の命を守るためのヘルメット着用率の向上を目指して取り組んでいます。

令和6年度は、県立高等学校6校を「**自転車乗車用ヘルメット着用推進モデル校**」として指定し、ヘルメット着用の取組を加速させていきます。

この度は、モデル校での取組に活用する目的で、千葉県自転車軽自動車商協同組合からヘルメット240個(モデル校1校につき40個)を寄贈いただきました。



大切に使用させていただきます!



御寄贈いただいたヘルメット

## 【令和6年度推進モデル校】

- ・ 県立千葉北高等学校
- ・ 県立船橋北高等学校
- ・ 県立流山おおたかの森高等学校
- ・ 県立匝瑳高等学校
- ・ 県立東金商業高等学校
- ・ 県立京葉高等学校



チーバくん

お問い合わせ先：児童生徒安全課 安全班 電話：043-223-4091